

別表六の二(十四)
 22欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

各 連 結 法 人 の 計	基 準 雇 用 者 数	適用年度に係る連結親法人 事業年度終了の日にお ける雇用者の数	1	各 連 結 法 人 の 計	基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数の合計 (各連結法人の(2)又は(4)の合計)	12
		適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数	2		基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の(5)の合計) －(各連結法人の(6)の合計) (マイナスの場合は0)	13	
		同上のうち適用年度に係る 連結親法人事業年度終了 の日において高年齢雇 用者に該当する者の数	3		基 準 雇 用 者 割 合 $\frac{(13)}{(12)}$	14	
		差 引 (2)－(3)	4		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	15	
		(1)≥(2)の場合)又は(1) ≥(4)の場合) (1)－(2)又は(1)－(4)	5		給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16	

22欄
 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「平成25年旧措置法第68条の15の2第1項」※1又は
 「第68条の15の2第1項」※2
 ②区分番号に、「10296」※1又は「10423」※2
 ③適用額欄に、当該別表六の二(十四)22欄の金額(円単位)
 を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第68条の15の2第1項「10296」
 平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度
 ※2 第68条の15の2第1項「10423」
 平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

比較	給与等支給額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)	17
額	控除限度額 (20万円又は40万円)×(13) (16)＜(17)の場合は0)	18
期	税額基準額 $(15) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$	19
期	税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20
整	前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「20の②」)	21
法	人税額の特別控除額 (20)－(21)	22

法人税額の特別控除額の個別帰属額 (22)× $\frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}$	11
---	----

比較給与等支給額の計算						
連結事業年度 又は事業年度	給与等の支給額	(24)のうち適用年度に係る 連結親法人事業年度終了 の日において高年齢雇 用者に該当する者に係る金額	差 引 (24)－(25)	適用年度の月数 (23)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改定給与等の支給額 (24)×(27)又は (26)×(27)	
23	24	25	26	27	28	
調整対象年度	平 . . . 円	平 . . . 円	平 . . . 円	—	—	円
平 . . .						
平 . . .						
平 . . .						
計						
適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (28の計)÷(調整対象年度数)				29	円	
比較給与等支給額 (29) + ((29)×(14)× $\frac{30}{100}$)				30		